

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行政書局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

告 示

○危険薬物の指定……………（医務薬務課） 41

告 示

北海道告示第386号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和8年8月19日から施行する。

令和8年8月18日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 （8R）-N，N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- 2 N，N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-フルオロエトキシ）フェニル〕メチル-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類
- 3 N，N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-メチルプロポキシ）フェニル〕メチル-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類
- 4 N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類